

## 2011年度(2011年7月～2012年3月)事業計画

公益社団法人埼玉県社会福祉士会

部	委員会名及び事業内容
総務部	<p><b>総務部重点課題:</b>公益社団法人化に伴い、新法人化委員会、部長会を中心に移行に伴う体制整備を円滑に進める。</p> <p>①総務委員会            [総務会]会全体の運営に関する総務事項(事務局運営・各委員会に属さない事項の協議、自治体からの各委員などの推薦など)の協議。随時開催。            [総会]法人の定期総会を6月に開催し、事業実績・決算報告など審議・決定する。            [理事会]事業の執行など重要事項の協議、意思決定を行う。6月、10月、2月開催予定。            [運営委員会]会長、副会長、各委員会の委員長、副委員長及び内部理事、代議員、本部理事、倫理委員を構成メンバーとして、委員会運営を中心とした事業の具体的な意思決定を行う。            奇数月の第2土曜日9時30分から開催。            [部長会]会長、副会長、事務局長、総務部、研修センター、調査研究部、事業部、相談支援センターの長の参加により各委員会の進捗状況などの確認、重要事項、運営委員会の協議事項の協議と方向付けを行う。毎月第3水曜日に18時から開催。</p> <p>○一般管理;会全体の運営に関する総務事項及び経理事務の実務上の処理、本部と埼玉県などの関係機関との調整。</p> <p>○行政委員会等参画;埼玉県や埼玉県社会福祉協議会、福祉関係団体等からの要請を受け専門機能団体として委員を推薦する。</p> <p>○県民の福祉向上を図るために福祉関係団体と連携しながらソーシャルアクション(提言・要望活動など)を行う。</p>
	<p>②組織強化・地域ブロック対策委員会            会員を通して未加入の社会福祉士への加入の勧誘、公開研修など研修の機会をとらえた呼びかけなどによる加入促進。            北部や西部地区で行われている交流会等を支援する。</p>
	<p>③広報委員会            広報誌の企画・取材・編集を行い、7月、10月、1月中旬の年3回発行する。県民向けの記事も掲載し、広く活動を県民に普及する。</p>
	<p>④倫理委員会            会員に対する苦情などの申し立てが本会に持ち込まれたときに対応する。手続きを行い、会員の倫理の維持・向上を図ることを目的とする。内部委員3名と外部委員2名で構成し、定期委員会(年1回)、その他必要に応じて委員会及び調査等を行う。</p>
	<p>⑤理事・監事・代議員選挙管理委員会            理事・監事及び代議員立候補受付公示、候補者の名簿作成、総会で議案の提示。</p>
	<p>⑥新法人化委員会            7月1日公益法人としての登記に伴い、公益法人としての体制整備を円滑に進める。</p>
研修センター	<p><b>研修センター重点課題:</b>社会福祉士として体系的に生涯学ぶことのできる研修プログラムの確立を目指す。</p> <p>①生涯研修担当チーム            ・公開研修(会員のみならず県民も共有できるようなテーマと内容を設定し、福祉向上と啓発を目指す。)            ・生涯研修の企画、実施。            ・基礎研修            ・共通基盤研修            ・各研修におけるテーマ等を検討し講師への依頼やスタッフ等の手配を行う。</p>
	<p>②青年部研修担当チーム 35歳までの会員を中心に、継続的な研修を企画し実施する。</p>

部	委員会名及び事業内容
研修センター	<p>③成年後見研修担当チーム        ・「成年後見人養成研修」;本会会員が、成年後見制度の利用を必要としている障害者や高齢者の成年後見人等を直接受任することのできる知識及び技術を習得する。        9月、10月、11月、12月、1月に予定。        ・「福祉関係者のための成年後見制度活用講座」;県内のあらゆる福祉関係機関、事業所の職員を対象に、法曹界の専門職及び当会のベテラン社会福祉士が講師となり成年後見制度の基礎的知識、技能を学ぶための講座を開催する。8月と2月の2回開催予定。</p> <p>④施設実習指導者研修委員会        (社)日本社会福祉士会からの委託事業。150名程度の施設実習指導者を養成する。</p> <p>⑤埼玉県社会福祉士学会 毎年6月の総会にあわせて開催し会員による実践発表等を行う。</p>
調査研究部	<p>調査研究部重点課題:県民の福祉向上のため福祉関係団体等と連携した社会的活動の推進と実践のための内部研修の充実。</p> <p>①高齢者ケアマネジメント委員会</p> <p>②地域包括支援センター支援委員会        ・「基礎セミナー」は担当間もない職員を対象に地域包括支援センターの社会福祉士が果たすべき役割について学習する。内容は権利擁護に関する事、演習や情報交換等、1回予定。        県内の地域包括支援センターに配置されている社会福祉士等の職員を支援するため「基礎セミナー」や「実践セミナー」の研修及び社会福祉士の実態調査等を企画。        ・「実践セミナー」は現任の職員を対象に地域包括支援センターで課題となっていることをテーマにして研修会を開催する。2回予定。        ・支援活動を効果的に行うため埼玉県内の地域包括支援センターの社会福祉士の状況を把握する調査等を企画検討する。</p> <p>③障害者支援研究会        奇数月の第一日曜日10:00～事務所にて、障害者に関する支援について、それぞれの立場に基づいて情報交換を行う。</p> <p>④独立型社会福祉士事務所研究会        年4回(7/29、9/16、1/20、3/16)の金曜日19時よりの開催を予定。地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士事務所の開業者及び開設に関心のある社会福祉士を対象に、事務所の運営業務領域の拡大、協働ネットワークづくり、日本社会福祉士会の独立型社会福祉士の認証システムへの対応などをテーマとして調査と研究を行う。</p> <p>⑤生活困窮者支援研究会        貧困問題について広く理解を深める。        (1)関係者・一般向け研修(年4回)一般は1回ごとの募集。会員は4回通しての継続研修        9月 4日(日) 10:00～16:00 犯罪の背景にある貧困問題        11月 27日(日) 10:00～16:00 高齢者、障害者の貧困問題        1月 15日(日) 10:00～16:00 児童・母子の貧困問題        (2)専門研修(相談業務3年以上経験者対象)        2月 18日・19日 専門研修</p> <p>⑥多文化共生ソーシャルワーク研究会        ・多文化共生社会の現状と社会福祉士の役割について研究を深め、広い意味での外国籍住民への社会福祉士としての支援技術を確立していく事を目指す。        ・研究会として埼玉県国際課外部団体とも連携しつつ、会員、県民への啓発活動を研修会等を通じて行っていく。        ・勉強会;8/19、10/21、12/16、2/17偶数月第3金曜日の19時～21時、「事務所」にて開催予定。        ・研修会;2011年10/8(土)13:30～16:00</p>

部	委員会名及び事業内容
事業部	<p><b>事業部重要課題:社会福祉士としての専門性を発揮できる事業の推進と新たな社会福祉相談事業の企画。</b></p> <p>①第三者評価事業委員会 評価事業受注のための広報等の活動、評価者の研修他。</p>
	<p>②派遣事業委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の派遣;福祉の就職総合フェアに10名程度、埼玉県医療社会事業協会との共催の医療福祉相談会に5名程。</li> <li>・講師の推薦等。</li> <li>・(仮称)「福祉なんでも相談」事業の実施の検討:常設的な福祉に関する相談事業の実施にむけて企画検討を行う。</li> </ul>
	<p>③自立支援専門員事業</p> <p>埼玉県が指定した県福祉保健総合センターにおいて生活保護受給者の生活環境を整えながらそれぞれの生活支援を行う。毎月運営委員会を開催し各専門員の資質向上とスキルアップのため研修及び受託事業の事務連絡や協議を行う。</p>
	<p>④専門里親継続事業 専門里親の継続研修を企画し実施する。</p>
	<p>⑤埼玉県緊急求職者サポートセンター運営事業</p> <p>相談マネージャー、生活相談員、受付事務補助員を受託。センターの運営と求職者の生活相談等を担当する。毎月の事例検討会の開催と3年間の事業のまとめ。</p>
	<p>⑥住宅ソーシャルワーカー事業</p> <p>住宅を失った被保護者や無料低額宿泊所に入所している被保護者の居宅設定などを支援し、安定した地域生活が送れるように支援する。名称はアスポート事業(与野・所沢)と呼称し、さいたま市(与野)と所沢に本事業の事務所を設置。さらに、川越市内にシェルター1箇所(定員3名・男性のみ)を運営。主な事業目標数は年間居宅移行360ケース、居宅移行後の家庭訪問など580回、シェルター利用人数70人。従事する会員は支援員36人、その他に事務員2名(1名会員)を採用。各種会議体を設置し、組織的な運営とソーシャルインクルージョンを目指した支援を目指す。</p>
相談支援センター	<p><b>相談支援センター重点課題:後見人受任要請及び高齢者虐待対応要請に応えられる体制の構築。</b></p> <p>①ぱあとなあ埼玉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぱあとなあ埼玉「相談援助事業」;県民を対象に成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて助を行う。対応はぱあとなあ埼玉会員が毎回各2名で担当する。相談担当者には交通費及び本会規定により日当を支給。初回相談費用は無料、但し、出張相談は交通費等実費が必要。</li> <li>・ぱあとなあ名簿登録者が、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人を受任。</li> <li>・ぱあとなあ埼玉「連絡会」;8月、10月、12月、2月に実施。成年後見活動に関する情報交換、助言、新規受任依頼への対応など。</li> <li>・事例検討会、継続研修会等による、受任者のスキルアップ。</li> <li>・報酬が受けられない受任者への助成。</li> <li>・法人後見について積極的に検討する。</li> <li>・家庭裁判所・他団体との連携。</li> </ul>
	<p>②高齢者虐待防止担当チーム</p> <p>高齢者虐待対応専門職チームは埼玉弁護士会の弁護士と社会福祉士の2人で1チームを構成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町村及び地域包括支援センターへの啓発活動。</li> <li>・市町村へのチーム派遣の契約締結、相談援助。</li> <li>・会員の合同研修を開催する。</li> </ul>